

岡山市告示第133号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和6年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第4項及び岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月19日

岡山市長 大 森 雅 夫

令和6年度一般廃棄物処理実施計画

第1部 ごみ処理実施計画

1 計画区域 岡山市全域

2 収集対象人口 722,964人

3 処理量

市内発生量 213,137トン

他の地方公共団体からの搬入量 0トン

処理量の見込み 213,137トン

4 ごみの排出の抑制及び資源化に関する事項

項目	概要
広報紙への記事の掲載	広報紙「市民のひろば おかやま」により、市民に理解と協力を呼びかける。
「ど～すりゃ～ええ？」の活用	ごみ減量・リサイクルガイド「ど～すりゃ～ええ？」（日本語版・英語版・中国語版・韓国語版・ベトナム語版）を活用し、ごみの減量及び正しい出し方などについて理解を呼びかける。
岡山市ごみ分別アプリの活用	ごみの適正な分別と排出の啓発を図るため、スマートフォンやタブレット端末を利用したごみ分別アプリケーションソフト（日本語版・英語版・中国語版・ベトナム語版）を配信する。
東部リユースぷらざ、西部リユースぷらざの活用	不用品の有効活用とリサイクル意識の普及向上を図る。 また、環境問題の学習、実践の拠点として活用する。
ごみ減量・リサイクル週間	5月30日の「ごみゼロの日」を中心として公民館講座を実施する。
リサイクル推進員制度	町内会長の推薦により町内会単位に配置し、任期は2年とし、市と市民とのパイプ役として、減量化・資源化への協力や地域のリサイクル活動を行う。
分別の徹底	家庭ごみ組成分析及び事業系一般廃棄物組成分析を実施し、結果を公表するとともに、分別の徹底のための啓発活動、指導を強化する。 また、不適正な分別排出物に対しては、注意シールを貼付して、適正排出を促す。
資源回収推進団体報奨金	子ども会・PTA・町内会などあらかじめ市へ登録した市民団体が、古新聞や古雑誌などの資源化物の回収を年1回以上行った場合、1kg当たり5円の報奨金を交付する。
資源回収用物置設置費補助金	資源回収推進団体の活動をより一層支援するため、資源回収用物置を設置する場合15万円を限度として補助する。
ごみ収集ステーション等施設整備費補助金	ごみステーションの清潔保持、町の美化及びごみの効率的な処理のため、町内会等地域団体が自主的にごみステーションを整備する場合、設置費用を20万円（新設は30万円）を限度として補助する。
資源化物コンテナ収納物置設置費補助金	地域団体が資源化物コンテナを収納する物置を設置する場合、利用世帯数等に応じて、15万円を限度として補助する。
ごみ収集ステーション等管理資材費補助金	ごみ収集ステーション及び資源化物収集ステーションを管理する町内会及び管理者の管理資材の購入に対し、購入費の2分の1に相当する額で3万円を上限として補助する。
資源化物の拠点回収	西部資源回収所・当新田資源回収所・東部資源回収所で、資源化物、廃乾電池・体温計等を回収する。 民間協力事業所で、資源化物、廃乾電池・体温計等を回収する。 本庁舎・区役所・ふれあいセンター・公民館等で、缶・ガラスびん・蛍光管を回収する。 登録電器店で、蛍光管を回収する。 スーパー等で、ペットボトルを回収する。
生ごみ処理容器購入費補助金	一般家庭から出る生ごみの減量化や堆肥化を目的として、家庭用の生ごみ処理容器を購入する場合、補助金を交付する。
からす等防護ネット貸与	からす等によるごみの散乱被害のおそれがあるごみステーションを管理する町内会等に防護ネットを貸与する。
桃太郎のまち岡山ダンボールコンポスト	ダンボールコンポストを配布し、家庭から出る生ごみを堆肥のもとに変え、ホームセンターで回収して、市内の農園で熟成堆肥にし、野菜や花の生産に活用する資源循環型の事業を行う。
事業系廃棄物減量計画書	ごみの減量化・リサイクルを推進するため、条例に基づき、事業用大規模建築物の所有者に対し、事業系廃棄物減量計画書の提出を求める。

岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会	事業系一般廃棄物の減量化・資源化を推進するため、事業者団体・収集運搬事業者団体・資源化事業者団体を構成員とし、市及び関係事業者との意見交換並びに減量化資源化施策の企画調整を行う。
事業系ごみ減量化・資源化の手引きの配布	事業系ごみ減量化・資源化の手引きを作成し配布する。
岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進研修会の開催	事業系一般廃棄物の排出事業者を対象として、事業系ごみの減量化・資源化の推進のための研修会を行う。
岡山市エコ技術研究会	産・官・学・民の協働により、廃棄物処理・リサイクル技術の研究、廃棄物問題を中心とした環境問題に関する情報発信、市民啓発及び人材育成等を行う。
環境教育	パンフレット「ミコロ・ハコロのごみと資源とわたしたち」を小学校4年生全員に配布する。
食品ロスの削減の取組	「食品ロス削減啓発パンフレット」を活用した啓発講座や各公民館と協力し食品ロス削減に関する各種イベント、講座を行う。
出前講座	ごみの減量化・資源化推進に関する事業や施策について、ごみゼロ啓発講座・食品ロス講座・環境ごみスクール・環境学習エコブンを実施する。
小型家電リサイクルの実施	レアメタルや貴金属などの埋もれた資源の有効活用等のため、拠点回収とイベント回収の方法により使用済小型家電の回収を実施する。
資源化物全品目の月2回ステーション収集の推進	西部リサイクルプラザの稼働を機に、月2回、ガラスびん・缶・てんぷら油等の資源化物及び廃乾電池・体温計等のステーション収集を推進する。
プラスチック資源の分別回収・リサイクルの実施	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）の施行に伴い、更なる脱炭素社会の実現を図るため、令和6年3月から、可燃ごみとして焼却処理しているプラスチック資源の分別回収及びリサイクルを実施する。

5 ごみの分別区分並びに処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出されるごみ

種類	発生量 (t/年)	収集運搬		処分		
		主体	方法	主体	方法	
可燃ごみ	105,302	市 (直営・委託)	ステーション方式(週2回、旧建部町地域は週1~2回)	東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター 民間業者 倉敷市	焼却 資源化	
不燃ごみ	4,589		ステーション方式(月1回)	東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 山上新最終処分場 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	破碎 焼却 埋立 資源化	
粗大ごみ	947		戸別収集(申込制)	東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター		
乾電池・体温計	129		資源 化物	ステーション方式(月1~2回) 拠点回収	東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター 民間事業者	資源化
缶	606					
ガラスびん	2,680					
古紙・古布	4,926					
ペットボトル	1,006					
てんぷら油	118					
蛍光管	1					
プラスチック(旧建部地域はプラスチック類ごみ)	6,410	ステーション方式(週1回)(旧建部地域は月2回)	岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター 民間事業者			
小型家電	650	認定事業者	拠点回収 イベント回収	認定事業者		
可燃ごみ	378	排出者	直接搬入	東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	焼却 資源化	
不燃ごみ	91			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 山上新最終処分場 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	破碎 焼却 埋立 資源化	
粗大ごみ	2,276			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター		
資源化物	1,034			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	資源化	
合計	131,143					

※ 市民は、廃棄物又は再利用の対象となる物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

※ 岡山市久米南町衛生施設組合に搬入されるごみは、旧建部地域から排出されるごみとする。

※ 粗大ごみは、許可業者に直接搬入されるものを含む。

※ 認定事業者とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律で規定されている事業者をいう。

※ 数値は四捨五入により表示しているため、各数値の合計値は、合計の値と一致しない場合がある。以下同じ。

(2) 事業活動に伴って生じたごみ（ただし、産業廃棄物を除く。）

分別区分	発生量 (t/年)	収集運搬		処分	
		主体	方法	主体	方法
可燃ごみ	78,461	許可業者・排出者	戸別収集・直接搬入	東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター 民間事業者	焼却 資源化
不燃ごみ	2,401			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 山上新最終処分場 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター 民間事業者	破碎 焼却 埋立 資源化
粗大ごみ	1,132			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター 民間事業者	
合計	81,994				

※ 資源化物の処理については、分別を徹底し、民間再生ルートを利用するものとする。

※ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(3) 他自治体から搬入されるごみ

種類	搬入量 (t/年)	収集運搬		処分	
		主体	方法	主体	方法
可燃ごみ	0	自己搬入	直接搬入	東部クリーンセンター	焼却 資源化

6 ごみ処理施設及び最終処分場の概要

(1) 焼却施設

施設名	所在地	処理能力(t/日)	処理方式
当新田環境センター	南区当新田 486-1	300(150×2)	全連続燃焼式流動床炉
東部クリーンセンター	東区西大寺新地 453-5	450(150×3) 39	全連続燃焼式流動床炉 灰溶融炉
岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター	久米郡久米南町上神目 313-6	13(13×1)	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉

(2) 破碎施設

施設名	所在地	処理能力(t/日)	処理方式
東部リサイクルプラザ	東区西大寺新地 453-5	58 (不燃 40 粗大 18)	不燃・粗大ごみ：破碎・選別処理
西部リサイクルプラザ	北区野殿西町 428-2	26 (不燃 20 粗 6)	不燃・粗大ごみ：破碎・選別処理

(3) 資源化施設

施設名	所在地	処理能力(t/日)	処理方式
東部リサイクルプラザ	東区西大寺新地 453-5	27	缶：機械選別 ガラスびん・古紙・古布：手選別 ペットボトル：手選別・圧縮減容
西部リサイクルプラザ	北区野殿西町 428-2	17	ガラスびん・古紙・古布：手選別 ペットボトル：手選別・圧縮減容
藤クリーン株式会社 (プラスチック資源循環センター)	南区藤田 1664-16	46	プラスチック資源：手選別・機械選別・圧縮減容
岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター	久米郡久米南町上神目 313-6	3	ガラスびん・缶：機械選別

(4) 最終処分場

施設名	所在地	埋立容量(m ³)	埋立対象物
山上新最終処分場	北区山上地内	450,000	焼却残渣・選別残渣・排水溝清掃汚泥・不燃ごみ

7 産業廃棄物の受け入れ

市は、一般廃棄物の処理及び処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を行う。

8 一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の新規許可

一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の許可業者は96者あり、既存の許可業者等によって事業系一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われてきており、事業系一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせることが相当である。よって、当分の間、一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の新規許可は見合わせることにする。ただし、一般廃棄物の資源化を目的とする一般廃棄物処分量に伴う収集・運搬については除くものとする。

9 その他

本市のごみ処理を推進するための事業であって本計画で定める事業以外のものについては、本市のごみ処理基本計画の趣旨に合致する場合に限り、実施することができるものとする。

第2部 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理計画

(1) 計画区域 岡山市

(2) 処理形態別人口予測

(単位:人)

区 分	人 口
計画処理区域内	695,658
非水洗化	46,356
し尿収集	46,241
自家処理	115
水洗化・生活雑排水未処理	68,582
水洗化・生活雑排水処理	580,720
下水道	462,794
合併浄化槽	111,843
農業集落排水施設	6,083

(3) 処理主体

区 分	処理主体
合併処理浄化槽	個人等
農業集落排水施設	本市
下水道	本市・県

(4) 処理計画

ア 合併処理浄化槽で処理を推進する区域

下水道・農業集落排水事業の計画区域を除く岡山市全域

イ 農業集落排水施設で処理する区域

岡山市農業集落排水整備計画による計画区域

ウ 下水道で処理する区域

岡山市下水道事業全体計画による計画区域

2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 計画区域 岡山市

(2) 収集・運搬計画

区分	収集・運搬主体	収集区域	収集計画量 (Kl/年)	収集回数	収集方法
し尿	直営	許可区域以外	2,644	原則として 月1回	戸別収集方式
	許可業者(6社)	御津・建部区域を除く業者ごと 許可した区域	30,953		
	許可業者(2社)	御津・建部区域	1,597	随時	
浄化槽 汚泥	許可業者(12社)	各許可区域(岡山区域についてはその全域。御津・建部・灘崎・瀬戸については各許可区域)	145,842	原則として 年1回以上	

※岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画により、岡山区域のし尿収集・運搬許可業者が有する許可車両を随時減車する。

(3) 処理計画

区 域	処 理 施 設
御津・建部	旭川中部衛生施設組合
西大寺・上道・瀬戸	神崎衛生施設組合
吉備・興除・福田・灘崎	備南衛生施設組合
上記以外	本市 <ul style="list-style-type: none"> ・一宮浄化センター ・犬島浄化センター ・当新田浄化センター

(4) 処理施設等の概要

① 処理施設

施 設 名	所 在 地	処理能力 (kl/日)	処 理 方 式
一宮浄化センター	北区一宮217	300	前処理脱水＋脱窒素処理方式＋ 下水道放流
神崎衛生施設組合	東区神崎町2676	180	膜分離高負荷生物脱窒素処理式 (生物脱窒処理＋膜分離処理)
備南衛生施設組合	倉敷市茶屋町1919	80	標準脱窒素処理＋凝集沈殿＋オ ゾン処理＋砂ろ過＋活性炭吸着 ＋抗火石浸漬床
旭川中部衛生施設組合	北区御津鹿瀬650	42	標準脱窒素処理＋高度処理
犬島浄化センター	東区犬島179	0.35	生物脱窒処理＋高度処理
当新田浄化センター	南区当新田488-4	70 (+100)	固液分離処理＋生物脱窒素処理 (H24.4.1より移動式脱水機を増設 し100kl/日分の能力を追加)

※当新田浄化センターについては、浄化槽汚泥の処理のみを行う。

② 貯留施設

施 設 名	所 在 地	容 量
阿津貯留槽	南区阿津大河原尻地先	108kl